



島根県報

平成27年12月4日（金）

第2,757号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

換地計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定（3件）	（砂 防 課）	2
都市計画事業変更の認可	（下水道推進課）	3

【公 告】

平成27年度島根県各種功労者の表彰	（秘 書 課）	4
農用地利用配分計画の認可の申請	（農 業 経 営 課）	6
都市計画の変更案の縦覧	（都 市 計 画 課）	6

【公安規則】

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	7
--	-----------	---

【正 誤】

平成27年9月29日付け島根県報第2,738号中	（森 林 整 備 課）	7
--------------------------	-------------	---

告 示**島根県告示第784号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年12月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
益田地区（大屋形工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	益田市役所
雲南北地区（清田工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第785号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年12月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 区域の名称 岡見団地E
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次に結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
浜田市三隅町岡見10番45	1号及び11号から15号まで
〃 4594番1	2号から8号まで
〃 10番46	9号及び10号

島根県告示第786号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年12月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 区域の名称 荒尾2
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次に結んだ線及び標柱1号と16号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町下西白賀571番11	1号
〃 571番2	2号及び3号

” 581番	4号
隠岐郡隠岐の島町港町城山1番1	5号及び6号
” 4番2	7号
” 7番	8号
隠岐郡隠岐の島町下西荒尾550番2	9号
” 550番1	10号
” 549番	11号
隠岐郡隠岐の島町下西白賀552番2地先道路敷	12号
” 554番4地先道路敷	13号
” 558番	14号
” 570番	15号
” 571番8	16号

島根県告示第787号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年12月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 区域の名称 学校
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次に結んだ線及び標柱1号と16号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町郡東谷140番6	1号から3号まで
隠岐郡隠岐の島町郡田見崎149番2	4号及び5号
” 149番5	6号、7号、9号及び10号
” 149番7	8号
” 149番3	11号から13号まで
隠岐郡隠岐の島町郡東谷140番7	14号から16号まで

島根県告示第788号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 施行者の名称
津和野町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
津和野都市計画下水道事業
津和野公共下水道

3 事業施行期間

平成10年12月11日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成10年島根県告示第923号、平成17年島根県告示第44号及び平成22年島根県告示第207号の事業地に、津和野町高峯地内において事業地を追加し、中座及び鷺原地内において事業地を変更する。

公 告

平成27年度島根県各種功労者表彰を行ったので、島根県各種功労者表彰規程（昭和28年島根県告示第490号）第3条第2項の規定により公告する。

平成27年12月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

氏名又は名称	功 績 の 要 旨
星野 宗保	多年県人会役員等を務め県の認知度向上に寄与した。
有福 鉄雄	多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。
大石 道子	多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。
右田 洋子	多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。
三島 友子	多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。
山本 廣基	多年大学教育の充実と行政への専門的な提言に努め教育行政の伸展と地域の活性化に寄与した。
足立 成久	多年町議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
泉川 晋作	多年自治区長を務め地方自治の伸展に寄与した。
井上 勝博	多年町長を務め地方自治の伸展に寄与した。
門脇 清	多年町議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
河上 清	多年町議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
小谷 典弘	多年市収入役を務め地方自治の伸展に寄与した。
齋藤 惟人	多年町長を務め地方自治の伸展に寄与した。
田部 五月	多年副町長を務め地方自治の伸展に寄与した。
早川 正三	多年町議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
原 隆利	多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
日高 忠正	多年町議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
廣野 和政	多年町議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
古居 忠	多年村議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
松浦 茂夫	多年町議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
村上 眞吉	多年町収入役を務め地方自治の伸展に寄与した。
山本 忠徳	多年副町長を務め地方自治の伸展に寄与した。
吉原 幸則	多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
五百川 一男	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。

吉川 榮助	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
寺戸 眞二	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
浜本 義正	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
藤井 経男	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
藤原 島子	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
矢利 安雄	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
佐目 モト子	多年茶道同好会の活動を通じ女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
荊尾 啓子	多年啓発活動や消費者との交流を通じ消費者被害防止に寄与した。
佐々木 一俊	多年人権教育の実践に努め人権尊重意識の啓発に寄与した。
土江 志津夫	多年人権教育の実践に努め人権尊重意識の啓発に寄与した。
園山 土筆	多年創作活動に取り組み地域における文化芸術の振興に寄与した。
原 康二	多年地域における国際交流の推進に寄与した。
岩谷 由美子	多年環境省自然公園指導員等を務め地域における自然保護に寄与した。
コウヤマキ保護育成会	多年コウヤマキ自生林自然環境保全地域でのパトロールなどを通じ自然保護の推進に寄与した。
野村 吉秀	多年浄化槽の適正管理と水質向上に努め環境保全の推進に寄与した。
福田 辰雄	多年浄化槽の適正管理と水質向上に努め環境保全の推進に寄与した。
川角 弘善	多年配置販売業の健全な発展に努め保健衛生の向上に寄与した。
佐々木 啓司	多年地域歯科医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
内藤 宗紀	多年地域医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
三浦 邦彦	多年胃がん検診読影委員を務め保健医療の向上に寄与した。
渡邊 公人	多年地域歯科医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
岩本 都	多年地域住民の健康増進に努め地域保健の向上に寄与した。
川島 英治	多年被爆者の健康保持と福祉の向上に努め被爆者援護の推進に寄与した。
島根県原爆被爆者協議会	多年被爆者の健康保持と福祉の向上に努め被爆者援護の推進に寄与した。
足立 裕	多年障がい者の自立促進に努め障がい者福祉の向上に寄与した。
洲濱 昌利	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
板垣 秀和	多年保護観察対象者の改善更生に努め更生保護の推進に寄与した。
坂本 暢子	多年保護観察対象者の改善更生に努め更生保護の推進に寄与した。
竹村 一秀	多年保護観察対象者の改善更生に努め更生保護の推進に寄与した。
服部 孝之	多年保護観察対象者の改善更生に努め更生保護の推進に寄与した。
三明 昌子	多年保護観察対象者の改善更生に努め更生保護の推進に寄与した。
狩野 克弘	多年旅館ホテル業の健全な発展に努め保健衛生の向上に寄与した。
渡邊 公志	多年理容業の健全な発展に努め保健衛生の向上に寄与した。
伊藤 篤男	多年後継者の育成と食農教育の推進に努め農業の振興に寄与した。
岩上 武史	多年商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した。
上原 謙二	多年商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した。
小川 良知	多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。
橋本 立一	多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。
幡 宏明	多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。
藤原 敏孝	多年商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した。
楨岡 正明	多年商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した。

松江市観光ボランティア ガイドの会	多年ボランティアによる観光案内活動を通じ地域の活性化に寄与した。
井谷 耕造	多年造園業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。
川島 昇	多年造園業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。
中筋 廣昭	多年建設業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。
渡辺 保博	多年建築業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。
大石 武博	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の伸展に寄与した。
須藤 昌幸	多年学校教育の充実とスポーツの振興に努め教育行政の伸展に寄与した。
奈良井 滉	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の伸展に寄与した。
西島 正敏	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の伸展に寄与した。
服部 寛信	多年学校教育と幼稚園教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の伸展に寄与した。
福嶋 脩二	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の伸展に寄与した。
森 須美子	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の伸展に寄与した。
渡部 修明	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の伸展に寄与した。
渡部 良治	多年出雲歌舞伎を通じた社会教育の推進に努め教育行政の伸展に寄与した。
石田 清士	多年児童生徒の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。
西村 充	多年園児児童生徒の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。
長岡 住右衛門	多年楽山焼の継承活動に努め文化財の保護に寄与した。
石川 邦雄	多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
岡本 克己	多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
實重 満男	多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成27年12月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社 スプラウト島根	江津市桜江町市山429	江津市松川町上河戸151-1 外24筆
農事組合法人 川平みどり	江津市川平町南川上663-1	江津市都治町1798-1 外2筆

2 申請年月日

平成27年11月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成27年12月4日

1 都市計画の種類

松江都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路

2 都市計画を変更する土地の区域

松江市殿町、末次本町、母衣町、米子町、南田町、東本町一丁目、東本町二丁目、東本町三丁目、東本町四丁目、東本町五丁目、向島町、末次町、片原町、内中原町、外中原町、学園南一丁目、和多見町及び伊勢宮町

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び松江市歴史まちづくり部都市政策課

4 縦覧期間

平成27年12月4日から同月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

公 安 委 員 会 規 則

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月4日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

島根県公安委員会規則第10号

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年島根県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「麻薬特例法」という。」を削り、「第19条第3項」の次に「、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項」を加え、「。以下「組織的犯罪処罰法」という。」を削る。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

正 誤

平成27年9月29日付け島根県報第2,738号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第656号中	(2) 立木の伐採の限度 次のおりとする。	(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。